

# 尼崎市国際化基本方針

平成 6 年 6 月

尼 崎 市

## 目 次

国際化基本指針策定の趣旨	1
国際化に取り組む視点	3
国際化基本指針の性格	4
国際化基本指針の方向性	5
第 章 多彩な交流の促進	5
第 1 節 姉妹都市・友好都市交流	5
第 2 節 青少年交流	7
第 3 節 文化・スポーツの交流	9
第 4 節 経済・技術の交流	10
第 章 相互理解の推進	13
第 1 節 人権意識の高揚	13
第 2 節 在日外国人理解と交流	15
第 3 節 国際感覚のかん養	17
第 4 節 国際社会への協力	19
第 5 節 外国人留学生・研修生に対する支援	21
第 章 魅力にあふれたまちづくり	23
第 1 節 外国人に魅力あるまちづくり	23
第 2 節 交流の場となる施設	25
第 章 国際化推進体制の整備	27
第 1 節 市民交流団体の育成	27
第 2 節 ボランティアの育成	29
第 3 節 庁内体制の整備	30
資料	
尼崎市国際化懇話会委員名簿	33
尼崎市国際化懇話会開催経過	34
尼崎市国際化懇話会の起草委員名簿 及び起草委員会開催経過	35

## 国際化基本方針策定の趣旨

- 1 わが国では、近年国際的地位の向上と役割の増大に伴って、政治、経済など社会全般にわたる本格的な国際化が進展しつつある。

これに伴い、わが国には国際社会の中で調和のとれた発展をめざし、また、世界の平和と繁栄に貢献していくという新しい課題が提起されている。

- 2 また、「すばるプラン」(新しい近畿の創生計画)では、国際化に向けての近畿圏の基本方向を国土の双眼構造を担う国際経済文化圏の形成とし、国際都市にふさわしいまちづくりを進め、アジア・太平洋地域との連携を強化しつつ、世界に開かれた国際都市圏の形成と世界やわが国を先導する経済圏の形成をめざしている。

- 3 加えて、平成4(1992)年12月24日大阪湾ベイエリアの広域開発特別法である大阪湾臨海地域開発整備法が公布施行された。

その主旨は、大阪湾臨海地域の産業構造の変動等経済的、社会的環境の変化に対処し、世界都市にふさわしい機能と住民の良好な居住環境を備えた地域として整備するための総合計画を策定し、並びに、その実施を促進することにより、活力の向上と東京一極集中の是正に寄与することにある。

4 さらに、「兵庫 2001 年計画」は、新しい文化や活力を生み出していくための異文化との相互理解や交流の拡大、国際平和を含む世界の諸問題の解決をめざす地球的視点の確立、自己実現の活動を社会参加でより生かしていくことを促す生活の社会化の展開、豊かな県民生活を支える生活関連基盤の充実、すべての県民がゆとりとうるおいのある生活を楽しむことができる快適環境の形成などを基本課題としている。

そのために、県はもとより、各地域、市町レベルなど様々な段階で、世界に開かれた地域社会づくりを進めることを求めている。

5 そして、「尼崎市総合基本計画」では、21 世紀に飛躍する尼崎の都市像を“にぎわい・創生・あまがさき”と定め、人・物・情報がいきいきと交流する都市の姿を実現しようとするものである。

この都市像の姿は、様々な目的をもった人が本市に集い交流し、地域や国境を越えて互いに尊重しあう社会を形成し、自分たちの生きてきた世界と異なる文化や習慣に接し、人びとの交流の中から自由な創造活動が生まれるような国際化社会を想定している。

このように、交流する人の範囲は広く国内外のあらゆる地域に及んでいくことから、本市は国際化に向けての諸施策を推進していこうとしている。

6 こうした国際化の展開の中で、本市を訪問する外国人や、在住する外国人が快適な生活ができ、安心して住めるようにするために、( ) 多彩な交

流の促進、( ) 相互理解の推進、( ) 魅力にあふれたまちづくり、( ) 国際化推進体制の整備を基本とする本市の国際化基本方針を策定するものである。

#### 国際化に取り組む視点

本市は、従来から姉妹都市・友好都市との交流をはじめとして、青少年交流、経済・技術の交流、人権意識の高揚、在日外国人理解と交流、国際感覚のかん養などの施策に積極的に取り組んできた。今後もこれらの施策の成果をふまえながら、それらを充実・強化し推進していく必要がある。とりわけ、本市の特性及び環境の変化などをふまえて、具体的施策の企画・立案にあたっては、特に、次の3点に留意する。

- 1 本市は、首都圏に次ぐわが国の経済中枢である関西経済圏に位置し、大阪・神戸の二大都市の間に位置する恵まれた立地条件のもとで、重化学工業を中心に、わが国経済の発展に重要な役割を果たしてきた。

また、阪神工業地帯の中核都市である本市には、多くの産業機能が集積している。そうしたことから産業に視点をあてた取り組みが必要である。

併せて、大阪湾岸諸都市が世界都市「関西」の形成に向け胎動しつつあるとき、本市の国際性をより高めていくためには、広域的な取り組みが特に必要である。

2 関西国際空港の開港により、本市にも外国からの訪問者がいっそう増加するものと予想され、特に、アジア諸国との交流もますます活発化することが予測されることから、アジアに視点を置いた取り組みが必要である。

3 本市には、多くの外国人が在住している。とりわけ、歴史的経緯から多くの在日韓国・朝鮮人が本市に居住しており、これらの人びとはこれからも共に地域社会を形成していく住民である。

このような状況をふまえ、市内に在住する外国人との交流を進めることが、足もとからの国際化を進めるうえで大切なことである。

そのためには、いっそうの人権啓発活動や交流に取り組む必要がある。

#### 国際化基本方針の性格

1 基本方針は、本市の国際化に対応するため、その方向を明らかにし、総合的に施策を推進するための指針として策定する。

2 また、尼崎市総合基本計画の部門別計画として位置づけ、具体的事業は、施策の実効性を確保するための実施計画において確定させ、展開する。

## 国際化基本方針の方向性

### 第 章 多彩な交流の促進

近年、世界のボーダーレス化・グローバル化の着実な進展に伴い、政治・経済・学術・文化・スポーツなど様々な分野で、わが国と諸外国との結びつきがますます強まる方向にある。

このような日本社会の国際化の潮流は、地方自治体にも波及し、本市においては、関西国際空港の開港などにより、世界各地域、とりわけ、アジア圏との人・物・サービスの交流が活発になるものと思われる。

国際交流は、多様な価値観のかん養をはじめ、国際感覚をはぐくみ、相互理解を深めるうえで大きな役割を果たすものである。

したがって、新しい時代の要請である開かれた国際性豊かな地域社会の実現をめざしていくために、多彩な交流を積極的に進めることが必要である。そのためには、姉妹都市・友好都市との交流、青少年交流、文化・スポーツ交流、経済・技術交流など、いっそうの充実を図る必要がある。

#### 第 1 節 姉妹都市・友好都市交流

国際社会における市民間の真の相互理解と都市の国際化、活性化を図るために、いっそうの国際交流を進める必要がある。とりわけ、姉妹都市・友好都市交流はその基盤となるものであることから、交流内容を充実するなど積極的に進める必要がある。

## (1) 現状と課題

本市は、ドイツ連邦共和国アウクスブルク市 昭和 34 (1959) 年 及び 中華人民共和国鞍山市 昭和 58 (1983) 年 と姉妹都市・友好都市提携を 結び、芸術・文化・経済・教育・スポーツ・医学など幅広い分野において、 市民や行政レベルでの交流を進め、一定の成果を収めてきた。

アウクスブルク市とは 34 周年、鞍山市とは 10 周年の提携を迎えている 今日、行政主体の交流においてもいっそうの創意工夫が必要であるとともに、 市民主体の交流をさらに身近なものとするために、市民レベルでの交 流の輪が広がるよう情報を積極的に提供する必要がある。

さらに、国際化の進展に伴い、50 万都市にふさわしい規模での交流の 機会の拡大と相互理解を深めるため、新たに姉妹都市提携を図る必要が ある。特に、産業の分野において交流が深められるアジア圏の都市との 提携を推進する。

## (2) 今後の方向

姉妹都市・友好都市との交流は、市民相互の交流を促進する先導的な 役割があり、それによって、いっそう国際理解が深められることから、 文化面や経済面などの交流に創意工夫をこらし充実を図る。

また、定期的な情報の収集と提供に努めるとともに交流の機会を拡大す る必要がある。

加えて、交流の輪を広げていくために、姉妹都市間、友好都市間のネ



ネットワークの形成を推進するとともに、新しい都市提携の実現を図る。その提携都市の選定にあたっては、関西国際空港の開港により、アジア圏域からの訪問者の増加が予想されることや経済・文化交流などがいっそう緊密になることからアジア圏の都市との、また、青少年の語学力の向上を図ることなどを考慮して英語圏の都市との提携を当面推進する。

## 第2節 青少年交流

次代を担う青少年に様々な国際交流の機会を提供し、語学力の向上と国際感覚のかん養を図る必要がある。

また、本市の国際化の推進に必要な人材を育成するため、学校教育、青少年教育などあらゆる機会をとらえた幅広い交流が必要である。

### (1) 現状と課題

本市の青少年交流については、毎年、市立高校生をアメリカに、市立中学生を中国に、青少年をオーストラリア及びニュージーランドに派遣し、ホームステイなどにより、現地の学生達と交流を深めている。

また、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団の国際大会に参加費を補助する海外派遣事業も実施している。

さらに、市内の私立大学においても、海外の大学の学生との交流を積極的に進めている。これらの交流事業の中で、高校生、中学生、青少年、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団の海外派遣事業は期間

的な制限があるにもかかわらず、かなりの成果をあげている。

しかし、今後国際化が確実に進展していく中で、青少年に多彩な交流の機会を設けていくことはもちろん、市内の私立大学との連携を図りながら、外国での生活や文化を広く青少年に啓発していくことが必要である。

## (2) 今後の方向

青少年の交流を促進するために、日頃、交流の機会の少ないアジアの学生をはじめとする諸外国の人びと及び本市に在住する外国人との身近な触れ合いや、異文化の体験など効果のある魅力的な海外派遣の交流を含めた交流プログラムの検討を行うとともに、市内の留学生との交流や音楽・絵画などの交流を定期的を実施することにより、交流の場を広げその充実を図る。

また、青少年を中心に、海外経験者などによる外国での生活体験などの情報や啓発機会の提供を積極的に図るとともに、地域ぐるみの息のながい相互交流をめざしていくために、関係機関と連携し、国際感覚を身につけた青少年の育成を図る。

### 第3節 文化・スポーツの交流

文化・スポーツの交流は、親しみやすく、また、誰もが参加し楽しめる分野である。したがって、交流の場の整備と提供に努めるとともに、民間団体と連携し、特色のある交流を進める必要がある。

#### (1) 現状と課題

本市は、市民レベルによる市吹奏楽団の海外演奏や舞台芸術などによる文化・芸術面での交流も進めてきた。

また、平成8(1996)年には文化振興のシンボルである「近松」をテーマにした近松世界演劇祭(仮称)を開催し、世界に近松文化を発信すべく取り組みを行っている。

スポーツ交流としては、昭和60(1985)年から外国人の参加による尼崎シティ国際ハーフマラソンや、本市のスポーツ少年団と外国の少年団とのスポーツ交流を実施している。

しかし、今日余暇時間が増大する中で、市民はより豊かな生活と国際的な文化・芸術・スポーツイベントに触れる機会を望んでいる。

したがって、これからの文化・スポーツの交流事業にあたっては、外国のみならず本市在住の外国人とも積極的に交流の機会を増やして、こうした市民のニーズに応えていくことが課題となる。

## (2) 今後の方向

文化・スポーツの交流を促進するために、芸術・文化・スポーツ団体と連携をとりながら、諸外国といっそうの友好親善を深めるための芸術・文化・スポーツのイベントを開催することや、市のイメージアップを図るハイレベルなイベントを開催・誘致することを通じて交流の促進を図る。

また、在住の外国人や企業で働く研修生などとの相互理解を深めるために、既存イベントへの積極的参加を呼びかけるとともに、新たな交流の機会を設けるなど創意工夫し、いっそうの交流を推進する。

## 第4節 経済・技術の交流

本市は、阪神地域の中核都市として産業を中心に発展してきており、市内には大企業をはじめ多くの中小企業や各種研究機関が存在している。

このような状況の中で、本市の産業振興のため、市内企業の国際的な事業展開を考えていかなばならない。そのためには、経済・技術交流をいっそう深め、特に、アジア諸国との交流を積極的に推進していく必要がある。

### (1) 現状と課題

昭和 62 (1987) 年に尼崎・鞍山経済協力会が設立され、鞍山市の経済活動などの紹介や、代表団の訪問への協力事業を行ってきた。

また、鞍山市から技術研修生を受入れる一方、本市の中小企業と鞍山市の

企業との合併・合作などの企業化調査団の派遣や、労働者代表の中国、欧州訪問と相手国代表団の受入れを促進してきた。

さらに、平成4(1992)年からの新規事業として、中小企業の国際化への対応の相談窓口の設置などを内容とする中小企業国際化サポート事業や外国人研修生受入れ企業への経費の一部助成を実施している。

しかし、市内の企業が海外進出するにあたっては、現地の経済・労働事情に関する情報収集が難しく、また、中小企業の場合は海外事業展開のための人材が不足しているなどの問題もでてきている。

また、産業分野においては、発展途上国への技術移転や現地社会への貢献が求められている。

## (2) 今後の方向

経済・技術の交流の促進を図るために、市内企業での研修生などの受入れ状況の把握や定期的な事業所調査などを実施し、市内企業などの海外事業展開のニーズ、問題点の把握及び支援策の検討に努めるとともに、中小企業に対する情報提供やコンサルティング機能の拡充及び国際的産業イベントの開催・誘致やセミナー・シンポジウムの開催などを通じて国際的な事業展開の普及・啓発に努める。

また、アジア圏域における各種経済交流をいっそう推進するとともに、その支援策の検討が望まれる。とりわけ、発展途上国への海外技術移転を促進するため、引き続き技術研修生の受入れや技術者などの海外派遣を促進する

とともに、技術移転のための啓発・普及に努める。

なお、国際理解を深めるために、技術研修生との地域交流の場の設定に留意する。

さらに、鞍山市企業との合弁・合作事業の促進を図るため、引き続き企業化の可能性について調査・検討を支援するとともに、アジア圏域の他の都市との企業化の可能性についても検討する。

加えて、いっそうの経済交流など効果のある交流の展開を図っていくために、経済界の協力を得ながら「駐在事務所設置検討会議」(仮称)などを設置し、友好都市への駐在事務所の実現の可能性も含めて、適切な方策について調査・検討を図る。

## 第 章 相互理解の推進

人びとが真に生きがいをもって活力ある行動を展開するためには、一人ひとりがお互いを尊重し合う社会を形成していくことが大切である。そして、あらゆる国の人びとをお互いに認め合う人間愛の醸成にまで高めることによって、平和な国際社会を確立していかなければならない。

本市には多くの在日外国人が居住しており、さらに今後、国際化の進展などによって外国文化との接触の機会や人の交流の増加が予想されることから、国際理解への取り組みがますます必要となってくる。

そのためには、人権意識の高揚、在日外国人理解と交流、国際感覚のかん養、国際社会への協力、外国人留学生・研修生に対する支援などに取り組む必要がある。

### 第 1 節 人権意識の高揚

国際理解においては、基本的人権の尊重が何よりも大切である。そのために、人権意識の高揚に向けた積極的かつ効果的な活動を展開する必要がある。

#### (1) 現状と課題

本市においては、人権意識の高揚のための講演会など種々の取り組みを行っており、昭和 60 (1985) 年には市議会において「人権擁護都市」の宣言を行っている。

また、人権啓発事業として「じんけんを考える市民のつどい」、「人権週間街頭キャンペーン」、「市民啓発資料等の発行」など創意工夫を図りながら、積極的に市民啓発に取り組んできた。

しかし、こうした取り組みにもかかわらず、なお、在住の外国人に対する偏見や差別意識はなくなっていない。

こうした状況とともに、国際化がいつそう進展する中で、本市に往来する外国人も増加することが予想されることから、いつそうの人権意識の高揚を図っていくための効果的な取り組みが必要である。

とりわけ、在日外国人が多く居住する本市においては、よりいつそうの啓発活動を図ることが大きな課題である。

## (2) 今後の方向

国際化がいつそう進展する中で・国際理解が深められる地域社会を形成していくためには、在住外国人、来訪する外国人、日本人の一人ひとりの人権をより尊重した効果的な取り組みを図る。

とりわけ、人権意識の高揚を図るため、ライフステージに応じた具体的に参加しやすい人権学習の機会の提供に努めるとともに、視聴覚に訴える啓発手法や全市民に周知できる市報などで効果的かつ積極的な啓発活動を実施する。

また、人権意識は在住外国人との相互理解を通じていつそう深められることから、在住外国人との懇談、海外生活体験者の体験談の発表など多様



な交流の機会を設けるなど創意工夫をこらしていくことが重要である。

## 第2節 在日外国人理解と交流

在日外国人は市民の一員であり、共生関係を形成していくことが求められている。特に本市には在日韓国・朝鮮人が多く在住しており、相互の理解と交流を深めることによって豊かなコミュニティをつくるのが、まず取り組むべき課題である。

### (1) 現状と課題

平成5(1993)年4月1日現在で、本市に外国人登録をしている人の国籍は41か国で、人数は14,151人となっており、人口の2.86%にあたる。

登録者で最も多いのは、韓国・朝鮮人の12,125人であり、人口の2.45%にあたり、登録者数で見ると全国規模では第8位の位置にある。なお、在住外国人に占める韓国・朝鮮人の比率は85.7%となっている。

また、本市に在住している外国人の多い順に第2位から第4位までを見ると、中国人、ブラジル人、ベトナム人となっている。

さらに、平成元(1989)年度から平成5(1993)年度の外国人の人口動態の多いところを国別で見ると、中国人は467人から764人に、また、平成2(1990)年6月の出入国管理及び難民認定法の改正以後、ブラジル人は、7人から501人、ペルー人は1人から101人と著しい増加となっている。

本市では、このような外国人を対象にして「日本語よみかき学級」や「ベ

トナムと結ぶ日本語講座」を実施し、日常生活に不便をきたさないように支援をしている。

また、本市に在住している外国人に対する諸サービスの提供については、従来より在住外国人はすべて住民であるという基本にたつて諸施策を実施している。

しかし、国などの制度の中には、国籍などを理由にひとしく役務の提供を受けられない施策があり、本市としてはこれまでも関係機関に制度の改善要請などの取り組みを行ってきたが、改善がなされていないものもあり、今後とも国など関係機関へこれまでも増して働きかけをしていくことが必要である。

また、在住外国人が地域住民として快適な生活を送ることができるよう差別のない地域社会を形成していく必要がある。

特に、在日韓国・朝鮮人が本市に住むに至った歴史的経緯を十分ふまえ、民族差別の実態を理解し、差別解消に向けた効果的な啓発活動の取り組みが必要である。

## (2) 今後の方向

本市に在住する外国人に対する役務の提供は、国籍如何に係わらず、本市の住民であるという基本認識にたつて、今後とも推進する必要がある。

なお、国などの制度の中でひとしく役務の提供を受けられない施策については、今後とも関係機関に制度の改善がなされるよう関係団体と連携を

図りながら、これまでも増して積極的な要望活動を行う。

また、その制度の改善がなされていない施策については、とりわけ、本市在住外国人が居住するに至った歴史的経緯をふまえ、併せて阪神間及び他都市の動向などを考慮に入れながら進めていく。

加えて、外国人を対象とした学校との文化・スポーツなどいっそうの交流を深めるとともに、国や県レベルで実施されるイベントなどに参加できるよう関係機関への要請を行う。

さらに、在住外国人の差別解消を図るために、視聴覚による手法や交流などを取り入れた効果のある啓発活動を積極的に進めるとともに、在住外国人、特に在日韓国・朝鮮人とのいっそうの交流を深める機会の提供と啓発活動を積極的に推進する。

また、民族教育に対する理解を深めるとともに、その施策の充実を図る。

### 第3節 国際感覚のかん養

国際理解を推進するうえでは、感性豊かな人材を育てることが大切であり、家庭、保育所、幼稚園、学校、地方自治体、企業あるいは地域を通じて国際感覚を体得できる生涯学習体系の確立を図る必要がある。

#### (1) 現状と課題

国際化が進展するなかで、国際感覚を持つ人材を育てることが急務となっている。このため、年少時からその機会が多様な形で提供されること

が大切である。

本市においても姉妹都市・友好都市との小学校間の児童画交換、中学校・高校での外国人講師による英語学習事業、海外派遣事業など、学校教育及び青少年教育段階においていくつかの取り組みがなされてきた。

また、社会教育としては、外国語学講座や国際理解講座が開講されている。

さらに、本市職員及び教職員については、外国語研修・国際理解研修や海外派遣研修制度も設けられ、国際感覚のかん養を図っている。

加えて、市内の大学では外国語学講座、国際理解、異文化理解など国際的、社会的課題について、児童・生徒、社会人を対象とした学習講座が開講されている。

今後とも国際感覚のかん養を図るために、家庭や学校、企業と行政とがそれぞれ独自の事業を展開しながら、相互の連携をより積極的に推進する。

特に、学校教育では21世紀を担う児童・生徒の国際感覚のかん養を図るための事業を展開・充実する必要がある。

## (2) 今後の方向

国際感覚のかん養を図るため、関係機関と連携を図りながら家庭や企業に対する啓発を推進する。

また、年少時からの国際理解教育など多様な機会の提供を図るとともに、学校教育の場において国際理解教育や語学力の向上のための諸施策

の充実及び海外とのいっそうの交流を深めるなどして、国際感覚の培養に努める。

さらに、家庭からの国際化を推進するためには、女性の果たす役割が極めて重要であるため、社会教育の場においては、女性が参加しやすいように工夫をこらし、多様な講座を設けるなど充実を図る。

加えて、社会教育の実施にあたっては、海外経験の豊かな退職者などを講師に活用するなど実践的あるいは効果のある教育の場の設定に留意するとともに、世代間の交流にもつなげる配慮を行う。

#### 第4節 国際社会への協力

今や世界でも有数の先進工業国であるわが国は、国際社会で大きな役割を果たすことが期待されており、これまで培ってきた優れた技術や経験を海外に移転していくなどの国際協力が国や地方自治体に求められている。

もちろん、一地方自治体としての役割には自ずから限界はあるが、国際社会への貢献を図るために、地域からの国際協力を積極的に進める必要があり、特に近隣国としてのアジア諸国への協力体制を図る必要がある。

##### (1) 現状と課題

本市の消防職員（特別救助隊員）は、外国での大規模災害に対応するための国の制度である国際消防救助隊に登録されており、自治省消防庁から

の派遣要請に対応できる体制が整備されている。

また、本市では、民間団体との連携を図りながら国際協力を推進しており、例えば、尼崎商工会議所と協力し、中国鞍山市からの技術研修生を受入れるなど、国際協力の一端を担っている。

さらに、発展途上国への経済協力については、市内のいくつかの企業において、技術交流のための人材派遣を行っている。

今後、国際化がますます進展する中で、従来にも増して国際協力が求められることが予測される。国際協力を促進するにあたっては、地方自治体として提供できる協力には限界があるが、市民に対して国際理解学習を深めていくことが大切である。

そのために、これらの国際協力に対する市民の理解を高める活動のほか、地球環境の保護のために市民ができる貢献（例えば、省エネルギーの推進）についても市民に広く呼びかけていく必要がある。

また、発展途上国、特にアジア諸国への技術移転や人材の派遣を図ることが重要であり、とりわけ、人材派遣については国際協力に寄与するという観点から、地方自治体も含めた今後の積極的な取り組みが必要である。

## (2) 今後の方向

国際協力に対する市民の意識を高めるため、国際協力の必要性や平和の尊さを認識できる啓発活動を積極的に展開する。

また、アジア圏域における発展途上国に対しては、行政や民間企業の持つ技術・人材を国際協力事業団などを通じて派遣するなど支援促進を図る。

さらに、「尼崎市職員で外国の地方公共団体の機関等に派遣されるものの処遇等に関する条例」の制度などの活用を図り、国際協力できる業務を選択しながら、地方自治体独自で行える国際協力の取り組みについても十分検討し、推進する。

## 第5節 外国人留学生・研修生に対する支援

発展途上国の自立と自主的発展に寄与するため、本市としてもそれらの国の人材の育成に協力するという視点にたって、留学生・研修生に対する支援が必要である。

### (1) 現状と課題

本市に在住している留学生・研修生は、平成4(1992)年3月現在は約200人で、出身国はアジア諸国が全体の90%以上となっており、その多くは中国や韓国からの出身者で占められている。

また、市内の英知大学、園田学園女子大学・同短期大学、産業技術短期大学には、平成4(1992)年度で19人の留学生・研修生が在籍している。

このような中で、留学生・研修生に対する支援として、民間の交流団体が住宅困窮者に部屋の提供などの支援をしているが、留学生・研修生の住宅の確保や受入れ家庭(ホストファミリー)等の充実を図る必要がある。

## (2) 今後の方向

外国人留学生・研修生が安価でしかも快適に安心して滞在できるよう民間の協力などを得ながら、宿泊施設の確保に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら受入れ家庭（ホストファミリー）の紹介制度や留学生・研修生の支援などの態勢づくりを図る。



## 第 章 魅力にあふれたまちづくり

現代は、経済・社会・文化活動などが地球規模に拡大しており、首都圏や関西圏を中心に、人・物・資金・情報などが行き交い、国際化の進展とともに多様な国際交流が行われている。さらに、平成6(1994)年9月に予定されている24時間空港の関西国際空港の開港により、関西圏が世界の主要都市と直結され、国際化はいつそう促進されることが予測される。

このような中で、本市在住及び本市を訪れる外国人が生活をしていくにあたって、活動しやすい環境をつくり、生活面で不便を感じることがないようなまちづくりを進めていく必要がある。

そのためには、外国人にとって魅力あるまちづくり、交流の場となる施設の設置や整備を図る必要がある。

### 第1節 外国人に魅力あるまちづくり

外国人にとって魅力あるまちづくりをしていくために、都市の機能を高めるとともに外国人が安心して生活ができるようなまちづくりの整備が必要である。

#### (1) 現状と課題

本市まちづくりにおいては、阪神尼崎駅周辺を都心として、また、JR 尼崎駅、JR 立花駅、阪急塚口駅の周辺を都市核として整備するとともに、南部地域の活性化を図る諸施策などを推進し、国際性豊かな活力と魅力ある

まちづくりを推進している。とりわけ、関西国際空港の開港に合わせて、湾岸線の整備とそのアクセスとしての道路整備などに取り組んでいる。また、本市には唯一の国際化の玄関口として尼崎西宮芦屋港がある。最近では入港船舶数は減少傾向にあるが、平成3(1991)年には外航船が142隻入港した。

さらに、現在、東海岸町の埋め立て事業を行っているが、その中で、新たな港湾施設の整備計画もなされ、充実整備していこうとしている。

加えて、これまで環境問題、福祉、健康、教育、文化など時代に応じた課題に取り組み、市民が安全で健康に暮らし、働くにも住むにも便利で、生きがいとゆとりのある生活の実現に向けて市政を推進してきた。

そうした中で、外国人が本市で安心して生活するための身近な施策として、外国語による情報誌などの発行や公共・公益施設における外国語による案内板の表示、さらには、外国人に対する相談体制の整備が課題である。

## (2) 今後の方向

外国人にとって魅力あるまちづくりは、市民にとっても魅力あるまちづくりという認識にたって、総合基本計画に基づき、活力と魅力と国際性を高めるまちづくりを推進する。

特に、市民が姉妹都市・友好都市に親しみが持てるよう姉妹都市・友好都市にちなんだ道路整備、公園整備などを検討のうえ推進する。

さらに、外国人が安心して快適に生活や行動ができるために、外国人に

もひとしく行政・生活情報が得られ、行動が容易にできるような外国語による冊子の発行や主要道路、公共・公益施設、案内板などへの外国語の表示を併記し、都市の国際性を高めていく。

加えて、生活相談などへの対応については、語学力のある職員の配置や、外国語のできる職員の登録などについて検討し、国際化に対応した相談の態勢の整備・充実を図る。

## 第2節 交流の場となる施設

外国人が地域の人々とともに経済・文化・スポーツなどの交流をいっそう深めるとともに、情報の提供・相談・研修など国際化に対応した幅広い活動をしていくための拠点施設が必要である。

### (1) 現状と課題

本市は文化の殿堂として、アルカイクホールを整備し、国際的なオペラやシンポジウムなどを開催している。

また、平成3(1991)年12月には、阪神間の渡航者の利便を図るために、塚口さんさんタウン内に兵庫県旅券事務所尼崎出張所が開設されている。

さらに、文化施設として、平成5(1993)年11月には世界的な催し物ができる多目的ホールであるオクトがオープンした。また、長年の懸案であったホテルニューアルカイクも同時にオープンし、国際的な交流のできる施設も整備・充実されてきた。

スポーツ施設においては、昭和 63（1988）年に新たな尼崎市記念公園総合体育館がオープンするとともに、陸上競技場も全天候型に改善され、国際的スポーツイベント施設が整備されてきている。

しかし、より国際性を高めるために、情報機能や相談機能、さらに民間交流支援機能などを備えた施設の誘致、または設置が必要である。

## （2）今後の方向

関西国際空港の開港などにより、多くの外国人との交流の機会が増えることから、交流の場として既存施設の整備を図る。

加えて、阪神間の中核都市としてふさわしい、広域的観点から様々なイベントを含めた国際交流のできる場と、国際化に向けた情報の収集・提供や相談、宿泊などの機能を備えた国際交流の拠点施設の誘致整備が必要である。

または、長期的観点にたった本市独自の国際交流センターの設置について検討する。

設置した場合のその運営にあたっては、法人格を持った「国際交流協会」（仮称）が管理運営することを検討する。

また、都市の国際性と各種の国際交流を深めるために、領事館や駐在事務所などの国際関係機関の誘致についても検討する。

## 第 章 国際化推進体制の整備

国際化という新しい潮流の中で、本市に就労し居住する外国人が今後いっそう増加していくものと思われる。

こうした中で、国際化に向けたいっそうの取り組みの必要性和多くの課題が生じてくるものと思われる。

行政が、こうした課題の解決を図るのは当然であるが、国際化に向けた取り組みは行政のみでは限界があり、市民、民間レベルでの協力が必要である。

そのためには、行政及び民間レベルの推進体制の整備が緊急の課題であり、市民交流団体の育成、ボランティアの育成、庁内体制の整備を図る必要がある。

### 第 1 節 市民交流団体の育成

開かれた地域社会の実現のためには、幅広い市民の参加のもと市民が主役となった多彩な交流の推進が必要である。

このため、交流団体の基盤の強化と民間活力のいっそうの振興に努める必要がある。

#### (1) 現状と課題

本市には、尼崎市国際交流協会、日本オセアニア交流協会、国際留学生クラブなど多くの民間の国際交流団体が組織され、それぞれ独自の目的を

もって特色ある交流を展開している。

それらの事業は、各団体により相違はあるものの、都市相互間の訪問や受入れをはじめとして、写真展、外国料理講座や外国語講座の開催など幅広い分野で事業を実施し、国際理解に寄与している。

こうした状況の中で、市は団体の主体性を尊重した側面的な支援を行っているが、交流団体の多くは、組織・人材・資金・情報など交流基盤の整備が不十分である。

また、市民主体の交流を推進するための方向性が明確でないと同時に、行政と民間の役割分担も定かでなく、このことが市民レベルの広がりを遅らせている一つの要因ともなっている。

このため、国際交流などの意義について、市民に積極的な啓発活動を行う必要があるとともに、市民主体の交流のための団体の育成が急務である。

## (2) 今後の方向

市民主体の交流が国際交流の原点であることを明確にしながら、いっそうの市民の交流を促進するために、国際交流基金の創設を検討するなど交流基盤の整備を図る。

同時に、地域社会レベルで国際化の対応が求められていることを市民に浸透させていくために、啓発活動の広範な展開を図る。

また、市民主体の交流を積極的に推進するため、ボランティアの発掘育

成や民間団体との連携体制の強化及び指導者の養成を図ることが必要である。

さらに、こうした市民主体の交流のいっそうの促進と、行政と民間の交流活動の効果的な展開を図るため、国際交流団体との連携などを十分検討し、市民の交流の核となる財団法人を設立することが必要である。

なお、設立の実現化にあたっては、真の市民交流の核とするために、市民・事業者などが中心となった「国際交流協会法人化推進会議」(仮称)などを設置し、法人の基本財産・運営・事業内容・体制などのあり方を検討する。

## 第2節 ボランティアの育成

本市を訪問した外国人と積極的に関わり、交流するために、ホームステイ・通訳登録制度等ボランティアの育成と支援システムの確立を図ることが必要である。

### (1) 現状と課題

尼崎市国際交流協会にボランティア通訳者の登録制度があるが、活動面においてやや低調である。現在公民館において「ベトナムと結ぶ日本語講座」や「日本語よみかき学級」の指導者や通訳者が一般募集により、ボランティアとして活躍している。今後、国際交流が活発化するに伴って通訳者のニーズなどがますます高まってくるものと思われる。

また、ホームステイについては、海外渡航経験者などにより外国人の受入れは少しずつ進んでいるが、今後とも受入れ家庭（ホストファミリー）の拡大につながるような制度などを検討し、受入れ体制の充実を図ることが課題である。

## （２）今後の方向

ボランティアの育成を図るために、市内の大学や大学生、企業、各種団体などと連携し、海外での生活体験者のネットワーク化のための態勢づくりを支援するとともに、ボランティアの意識の醸成と啓発の推進に努める。

また、ホームステイの受入れ家庭に対する多様な学習機会・情報の提供を含む相談・支援体制の充実を図るとともに、通訳者登録制度の整備を図る。

## 第３節 庁内体制の整備

近年、本市を訪問する外国人は年々増加する傾向にあるが、今後も諸外国との交流の拡大と関西国際空港の開港により、よりいっそう多くの外国人が訪れることが予想される。

そうした情勢の中で、今や国際化は行政のあらゆる分野に波及しており、その推進にあたっては、各関係部局との連携のもと、総合的な施策展開が必要である。

本市では、地域レベル、市民レベルでの国際化を推進していくために、



昭和 54 ( 1979 ) 年 12 月に尼崎市国際交流協会が設立され、市の国際交流事業を委託するなど市民主体の交流を図ってきた。

さらに、市内には他にも国際交流関係団体がいくつかあり、それぞれの目的をもって諸外国との交流を推進してきている。

市の組織としては、昭和 58 ( 1983 ) 年 4 月に秘書室に渉外課が設置され、姉妹都市・友好都市との交流を中心に、市内にある国際交流団体などと連携を図りながら諸外国との交流を進めてきた。

また、平成 3 ( 1991 ) 年 4 月には企画局に新しく国際化担当が設置され、本市の取り組むべき国際化のあり方について調査・研究を行ってきた。

さらに、平成 6 ( 1994 ) 年 4 月からは、国際化に係る企画・調査・関係機関等との連絡調整、国際化問題の指導啓発、国際平和、外国との交流推進、文化振興・健康づくりの企画・実施・調査等を業務とする部長級を配置した国際文化室が設置され、充実・強化された。

今後、ますます国際化は進展することによって、本市に居住する外国人や本市を訪れる外国人が増加することから、これらの外国人にとって魅力あるまちづくりを推進するとともに、市民を主体とした姉妹都市・友好都市交流のいっそうの促進と幅広い国際交流を図る庁内での連携態勢の確立が必要である。

そのためには、現在設置している「国際化への対応策等検討会議」をより充実させるものとして、施策の連絡調整を主任務とする国際化推進態勢の整備を図る。

人権に取り組む体制は、同和問題の全庁的な連絡調整機能として同和対策室及び教育委員会事務局の同和教育室が、障害者問題は福祉局の障害福祉課が、女性問題は産業労働局女性生活課が担当し、それぞれ人権啓発に係る諸施策をそれぞれの所管課で実施しているところである。

人権意識の高揚をいっそう推進し、歴史的経緯のある在日韓国・朝鮮人をはじめとする民族差別の解消を含めた効果のある啓発活動などを実施する人権に係る統括・総合調整の機能を有する体制などの整備が今後必要である。

## 資料

### 尼崎市国際化懇話会委員名簿

【敬称略 委員は五十音順】

職名	委員名	役職名・職業等
会長	竹本正幸	関西大学法学部教授
副会長	謝坤蘭	塚口さんさんタウン商店街振興組合理事長
委員	赤星正美	尼崎市市民相談課法律相談担当弁護士
〃	大蔵真彩子	大阪教育大学大学院生
〃	加古智子	尼崎市女性情報誌「フェミナル」編集委員
〃	小柳久嗣	尼崎市議会議員
〃	酒井一	尼崎市議会議員
〃	坂元茂樹	関西大学法学部教授
〃	全利雄	学校法人尼崎韓国学園理事長
〃	仙波幸雄	尼崎市議会議員
〃	ダテ イブ・アラガ・ソコロ	神戸大学大学院留学生（フィリピン出身）
〃	朴相大	尼崎朝鮮初・中級学校教育会相談役
〃	廣瀬利男	尼崎市議会議員
〃	薬師寺公夫	立命館大学法学部教授
〃	山本龍夫	尼崎市国際交流協会会員 外科医
〃	尹勇吉	錦繡文庫代表

## 資料

### 尼崎市国際化懇話会開催経過

回数	開催年月日	協議内容等
委嘱式	平成5年8月30日	委員の委嘱
第1回	平成5年8月30日	懇話会の運営について (正副会長の選出等) 基本方針策定趣旨説明及びこれまでの取り組み経過 今後の進め方 尼崎市国際化施策研究会の成果物の報告
第2回	平成5年9月10日	国際化に係る各委員との意見交換 国際化の基本方針骨子案の協議
第3回	平成5年10月5日	国際化の基本方針骨子案の協議
第4回	平成6年1月18日	国際化基本方針の全体構想案の協議
第5回	平成6年1月26日	国際化基本方針の全体構想案の協議 「うちなる国際化」についての協議
第6回	平成6年3月4日	国際化基本方針の確認
提言日	平成6年3月15日	市長への提言

## 資料

### 尼崎市国際化基本方針書作成に伴う起草委員会の委員名簿

【敬称略 委員は五十音順】

職名	委員名	役職名・職業等
座長	竹本正幸	関西大学法学部教授
委員	坂元茂樹	関西大学法学部教授
”	薬師寺公夫	立命館大学法学部教授

### 尼崎市国際化基本方針書作成に伴う起草委員会の開催経過

回数	開催年月日	協議内容等
第1回	平成6年1月12日	基本方針案の作成業務
第2回	平成6年2月8日	基本方針案の作成業務
第3回	平成6年2月9日	基本方針案の作成業務
第4回	平成6年2月15日	基本方針案の作成業務